

豊中市上下水道事業管理者 宛

申込者

住 所

氏 名

工事場所

☐ 直結直圧方式切替確認書

☐ 直結増圧方式維持管理確認書

上記の給水方式をするにあたり、次の事項を確認し了解いたします。

1. 水道使用者への周知

次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、上下水道局に苦情等を申し立ていたしません。

- (1) 受水槽のような貯留機能が無いため、水道管工事や水道メーターの取替え等の際は水の使用ができないこと。
- (2) 停電・故障、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による水圧の低下に伴う、上層階での断水や出水不良が発生した場合、共用の直圧給水栓を使用すること。

2. 断水時の対応

配水管の計画および緊急の断水時には、上下水道局に協力いたしますとともに、豊中市水道事業給水条例第 22 条第 3 項の規定を順守いたします。

3. 維持管理

給水装置および増圧装置は適正に管理すること。なお、第一止水栓より下流側にて漏水事故等が発生した場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し対処いたします。

4. 既設配管を使用する場合

- (1) 水圧の変動により、設備や器具等の老朽化した部分での漏水事故の発生が予測されることを水道使用者等に周知いたします。
- (2) 配水管の水圧変動により、水撃圧による振動、ガタツキ音などの発生について上下水道局に一切の異議申し立てをいたしません。
- (3) 水量及び水質等の支障が生じたときは、当方にて適切に処理いたします。

5. 苦情等の処理

増圧装置および給水方式の切替えに起因するその他の苦情等については、当方の責任において適切に処理いたします。

6. 所有者および管理者の変更等

増圧装置の所有者および管理者に変更があったときは、速やかに上下水道局に届出るとともに、この確認書の内容を継承いたします。